

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第49回）議事概要

開催日時		令和4年（2022年）7月4日（月）13：30	
場所		下関市役所本庁舎西棟5階大会議室	
委員		今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭）	
審査対象期間		令和3年10月1日 ～ 令和4年3月31日	
審査対象総件数		207件	(抽出工事名称)
及び 審査 対象 件数	一般競争入札	198件	令和3年度 ボートレース下関護岸改修工事 水道施設耐震化事業大学町二丁目～川中豊町七丁目間配水管耐震化工事（第2工区）
	随意契約	9件	令和3年度 単県農山漁村整備事業 西目下ため池改修工事
議事事項		○総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について ○総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
指名停止措置の運用状況報告		6件9者	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		特になし	

別紙

意見・質問	回答
<p>令和3年度 ボートレース下関護岸改修工事</p>	
<p>工事の内容を具体的に聞きたい。</p> <p>今回の施工場所以外の部分は完成しているのか。</p> <p>最低制限価格と入札価格が同額となっているが理由はあるか。</p> <p>この事案は、総合評価方式ではないのか。</p>	<p>既存護岸を補強するものであり、既存護岸前面の被覆石を一旦撤去した後、基礎捨石を増設し、既存護岸前面に水中コンクリートを打設したうえで、再度被覆石を設置して完成となるもの。</p> <p>他の部分は随時実施していく予定で、建物の改修計画とセットで実施する。</p> <p>最低制限価格については要領を定めており、設定の方法を公表している。業者の積算能力の精度が高まっていることから、ほぼ最低制限価格で入札されるケースが多くなっている。</p> <p>ボートレース企業局では総合評価方式を実施していない。今後、総合評価方式の実施について検討していきたい。</p>
<p>水道施設耐震化事業大学町二丁目～川中豊町七丁目間配水管耐震化工事（第2工区）</p>	
<p>一般管と耐震管はどう違うのか、価格はどのくらい違うのか。</p>	<p>地震が起こった時に地盤に段差が生じて、水道管が引っ張られる力がかかる。その引っ張られる力に対して、通常の管は突起が無いので抜けるが、耐震管は抜けないように突起が継ぎ目にある。</p>

<p>ジョイント部分に可とう性があるということか。</p> <p>耐震管にするとどれくらい割高になるか。</p> <p>どこの病院につなぐ管なのか。</p> <p>管の耐用年数はどのくらいか。一般管と耐震管で違いはあるのか。</p> <p>失格基準額、調査基準価格はどういうものか。</p> <p>総合評価の場合は、最低制限価格という言葉は使わないということか。</p> <p>技術評価点は自己採点か。</p> <p>自己採点で高く評価した場合は失格か。低く評価した場合は、それをそのまま採用するのか。</p>	<p>はい。可とう性があって、伸びたり縮んだりして抜けないようになっている。伸びた時には爪があって抜けないようになっている。</p> <p>通常の管よりは少し高い程度で、膨大に高いわけではない。材質的には同じダクタイル鋳鉄管である。</p> <p>今回の管の行先は、医療法人社団三陽会前田内科病院である。</p> <p>一般管と耐震管で違いはない。ダクタイル鋳鉄管で80年から100年である。</p> <p>失格基準額は調査基準価格に98%をかけたもので、失格基準額を下回ると即対象外となる。調査基準価格を下回ると、技術評価点が5点マイナスとなる。調査基準価格より上の場合は、低入札価格調査を実施しない。</p> <p>はい。</p> <p>業者が自己採点をし、上下水道局経営管理課がチェックする。</p> <p>高く評価した場合は正しい評価に戻し、失格にはしない。低く評価した場合はそれをそのまま採用する。</p>
<p>令和3年度 単県農山漁村整備事業 西目下ため池改修工事</p>	
<p>工期が5月31日から8月31日に伸びた理由は何か。</p>	<p>南側の市道の下をため池の用水路が暗渠で横断している。この暗渠が</p>

<p>工期が伸びたことで金額が上がったのか。</p> <p>排水施設の破損については、定期点検などでわからなかったのか。</p> <p>5月の点検の時に発覚したということか。</p> <p>3年前に発覚したのであれば、競争入札はできなかったのか。</p> <p>下関に危険ため池がたくさんあり、順次、一般競争入札をやっているが、今回はたまたま緊急に改修をやらなければならない事態が生じ、随意契約したということか。</p> <p>抽出事案説明書に入札参加者がすべて辞退したとあるが、何者参加したのか。</p>	<p>破損し道路が陥没したため、その修繕の間、ため池の工事ができなかった。そのため工期を延長した。</p> <p>追加の工事が生じたことにより金額が上がった。</p> <p>西目下ため池については、危険ため池という指定を行っており、山口県、土地改良連合会、ため池をパトロールする専門家と一緒に、農業用水を使う前の5月に毎年点検を行っている。また、ため池の管理者も毎日点検を行っている。その点検によって異常箇所を確認した。</p> <p>3年前に異常が発覚した。県の補助金の交付を受ける計画を立て、令和3年度に着工した。着工までの3年間の間は、ため池の水を下げた状態で堤体に負担がかからないようにして、維持管理を行ってきた。</p> <p>他にも危険なため池があり、危険なため池から順に改修工事を行っている。</p> <p>はい。</p> <p>1者参加し、辞退した。</p>
---	---

<p>見積合せに切り替えて、見積合せの3者はどうやって選定したのか。</p> <p>斜樋、底樋とはどのようなものか。</p> <p>水はオーバーフローで流すのか。</p> <p>堤体が決壊する恐れがあるというのは、コンクリートのひび割れとは関係ないのか。</p> <p>堤体はコンクリートでできているのではないか。</p>	<p>工事の実績等を考慮して選定した。</p> <p>ため池は、水を貯めるのに台形の形で水を堰き止めている。この台形の斜めの部分にあるのが斜樋である。階段状に設置しており、蓋を開けるとその水位の水が下に流れて底樋を通過して、水田に流れるような構造となっている。斜樋はコンクリート製品で、泥（赤土）のところに設けており、堤体との継ぎ目がパイピングを起こして水が漏れる。その漏水が大きくなれば決壊の恐れがあるということで、改修工事を行っている。</p> <p>水が堤体をオーバーフローすると決壊の恐れがあるため、余水吐という施設を設置して、ある程度のところで余り水を流している。</p> <p>堤体にコンクリートを張っているのは、波による浸食を防ぐためのもので、泥（赤土）で遮水しているもので、コンクリートのひび割れは決壊の原因ではない。泥（赤土）に穴が開いて決壊するというのが一番の原因である。</p> <p>堤体は泥（赤土）でできている。</p>
<p>審 議</p>	
<p>抽出事案3件について、特段の意見等なし。</p> <p>ボートレース企業局での総合評価方式の実施についての方針を確認し、今後の対応を検討すること。</p>	

○総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について

高度衛生管理の荷さばき所とはどのようなものか。

高度衛生管理の荷さばき所については、国の定めた衛生基準があり、物理的、生物的、化学的な危害を除外するものである。例えば、物理的には金属片が混入しないこと、生物的には細菌、ウイルスが入らないこと、化学的には化学物質が入らないことなど。それらを継続的に衛生管理するということである。具体的には建物を密閉型にして、外部からの危害要因を入れないようにする、水については滅菌をした海水を使う、人・物・車両の流れを区別し交差汚染を防止するなど。これらを継続的に管理できるのが高度衛生管理型の荷さばき所である。

(審議等)

落札者決定については、異議なし

○総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について

(審議等)

特段の意見等なし。

落札者決定時に下関市入札監視委員会の意見聴取を行うこととする。